

身体的拘束最小化のための指針

浴風会病院

令和7年6月1日

身体的拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束に関する基本的な考え方

- ① 身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。
- ② 身体的拘束は患者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を妨げるものである。
- ③ 当院では患者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的被害を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供に最大限努める。

2. 基本方針

(1) 身体的拘束の禁止

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を禁止する。

(2) 身体的拘束以外のケアの選択

患者に危険と思われる症状が出現した場合、身体的拘束をせずに、症状の原因を考慮し、安全策を講じた上で、ケアの見直しを行う。

(3) 身体的拘束を行う場合の3原則

- ① 切迫性：行動制限を行わない場合、患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い（意識障害、説明理解力低下、精神症状に伴う不穏、興奮）。
- ② 非代替性：行動制限以外に患者の安全を確保する方法がない（薬剤の使用、病室内環境の工夫等では対処が困難、継続的な見守りが困難など）。
- ③ 一時性：身体的拘束が必要最小限の期間であること。

(4) 身体的拘束を行う場合の説明と同意

身体的拘束を開始する時は、医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族等への説明と同意を得る。

(5) 身体的拘束を行う場合の対応

浴風会病院「身体的拘束最小化マニュアル」に準じる。

3. 身体的拘束に該当する具体的な行為

当院では以下の器具を使用して行動を制限した場合、身体的拘束とする。

- ① ミトン
- ② つなぎ
- ③ 車椅子用三角ベルト
- ④ 胴抑制
- ⑤ 四肢抑制

4. 日常ケアにおける基本方針

- (1) 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
- (2) 言葉や応対などで患者の精神的自由を妨げないよう配慮する。
- (3) 患者の想いをくみ取り、患者の意向に添った支援を行う。
- (4) 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
- (5) 薬物療法、非薬物療法による認知症ケアやせん妄予防を行う。

5. 向精神薬等薬剤使用上のルール

- (1) 薬剤による行動制限は身体的拘束には該当しないが、患者・家族等に説明を行い、同意を得た上で使用する。
- (2) 向精神薬等の使用時は、浴風会病院「身体的拘束最小化マニュアル」の「9. 鎮静を目的とした薬物使用指針」に準じる。

6. 身体的拘束最小化のための体制

(1) 身体的拘束最小化チームの設置

専任医師、専任看護師、薬剤師、ソーシャルワーカー、介護福祉士、事務員等で構成される。

(2) チームの役割

- ① 身体的拘束の実施状態の把握、職員への周知徹底。
- ② 身体的拘束を最小化する指針作成、周知、活用。
- ③ 身体的拘束最小化に関する定期的な研修の開催。

7. 身体的拘束を行う場合の対応

(1) 以下の手順に従って実施する。

- ① 記録、集計、分析、評価を専用の様式を用いて、その態様・時間・日々の心身の状態等の観察を記録する。
- ② 緊急やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討する。夜間に身体的拘束を開始する際には、看護師2名以上による協議を実施し、その内容を記録するものとする。
- ③ 必要と認めた場合、医師は身体的拘束の指示をする。
- ④ 医師は同意書を作成し、事前に患者・家族等に説明して身体的拘束開始の同意を得る。ただし、直ちに身体的拘束を要する切迫した状況で事前に同意を得ることが困難な場合は、身体的拘束開始後直ちに家族等に説明して同意を得る。
説明内容：身体的拘束の必要性、身体的拘束の具体的方法・理由、実施時間・期間、合併症、改善に向けた取り組みなど。

- ⑤ 患者・家族の同意を得られない場合は、身体的拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、診療録に記載する。
 - ⑥ 身体的拘束中は、身体的拘束の態様、患者の心身の状態を記録する。身体的拘束開始直後 15 分後、以降 2 時間おきに観察し記録する。
 - ⑦ 身体的拘束の早期解除に向け、多職種によるカンファレンスを毎日実施する。
カンファレンスでは、身体的拘束を行う「3 原則」を踏まえ、継続の必要性を評価する。
 - ⑧ 医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体的拘束の継続または解除の有無を指示する。
 - ⑨ 身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除する。
- (2) 詳細な手順は、浴風会病院「身体拘束廃止推進マニュアル」に準じる。

8. この指針の閲覧について

電子カルテの共有フォルダに掲載し、すべての職員が随時閲覧できるようにする。

令和 6 年 6 月 1 日 浴風会病院「身体拘束廃止に関する指針」（平成 21 年 9 月 10 日策定）を、「身体的拘束最小化のための指針」として全面改訂

令和 7 年 6 月 1 日改訂 一部改訂

令和 8 年 7 月 17 日 一部改訂